

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月9日

佐賀県知事 山口 祥 義

◎佐賀県条例第23号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
<p>(既存建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第28条 法第3条第2項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合において特定行政庁がその建築物及び敷地の状況によりやむを得ないと認めるものについては、この条例の規定による制限を緩和することができる。</p> <p>別表（第31条の2関係）</p>			<p>(既存建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第28条 法第3条第2項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物について、増築、改築、<u>移転</u>、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合において特定行政庁がその建築物及び敷地の状況によりやむを得ないと認めるものについては、この条例の規定による制限を緩和することができる。</p> <p>別表（第31条の2関係）</p>		
納付義務者	手数料	額	納付義務者	手数料	額
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の確認を受けようとする者又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) <u>法第6条第5項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を要しない建築物</u> <u>次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>	1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の確認を受けようとする者又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	次に掲げる建築物の <u>床面積の合計の区分</u> に応じ、それぞれ次に定める額

改正前		改正後	
<p>建築物に係る計画の通知に関する審査を受けようとする者</p>	<p>ア～ケ 略 (2) 法第6条第5項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物 次に掲げる構造計算適合性判定を実施する区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 知事による実施 (1)に定める額に、次に掲げる構造計算適合性判定を行う建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額 (ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 1棟につき234,000円 (</p>	<p>建築物に係る計画の通知に関する審査を受けようとする者</p>	<p>(1)～(9) 略</p>

改正前			改正後		
		<p>法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この号及び次号において「認定プログラム」という。）による構造計算にあつては、</p> <p>1 棟につき178,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>1 棟につき287,000円（認定プログラムによる構造計算にあつては、1 棟につ</p>			

改正前			改正後		
		<u>き205,000円)</u> (ウ) 床面積の <u>合計が2,000</u> <u>平方メートル</u> <u>を超え、1万</u> <u>平方メートル</u> <u>以内のもの</u> <u>1棟につき</u> <u>356,000円(</u> <u>認定プログラ</u> <u>ムによる構造</u> <u>計算にあつて</u> <u>は、1棟につ</u> <u>き222,000円)</u> (エ) 床面積の <u>合計が1万平</u> <u>方メートルを</u> <u>超え、5万平</u> <u>方メートル以</u> <u>内のもの 1</u> <u>棟につ</u> <u>き</u> <u>436,000円(</u> <u>認定プログラ</u> <u>ムによる構造</u> <u>計算にあつて</u> <u>は、1棟につ</u> <u>き262,000円)</u>			

改正前			改正後		
		<p>(オ) <u>床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの</u> <u>1棟につき750,000円(認定プログラムによる構造計算にあつては、1棟につき400,000円)</u></p> <p>イ <u>法第18条の2第1項の規定により指定した指定構造計算適合性判定機関による実施(1)に定める額に、次に掲げる構造計算適合性判定を行う建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</u></p> <p>(ア) <u>床面積の合計が1,000</u></p>			

改正前			改正後		
		<p>平方メートル 以内のもの</p> <p>1棟につき 217,000円（ 認定プログラ ムによる構造 計算にあつて は、1棟につ き165,000円）</p> <p>(イ) 床面積の 合計が1,000 平方メートル を超え、2,000 平方メートル 以内のもの</p> <p>1棟につき 266,000円（ 認定プログラ ムによる構造 計算にあつて は、1棟につ き190,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の 合計が2,000 平方メートル を超え、1万 平方メートル</p>			

改正前			改正後		
		<p> <u>以内のもの</u> <u>1棟につき</u> <u>330,000円（</u> <u>認定プログラ</u> <u>ムによる構造</u> <u>計算にあつて</u> <u>は、1棟につ</u> <u>き206,000円）</u> (エ) <u>床面積の</u> <u>合計が1万平</u> <u>方メートルを</u> <u>超え、5万平</u> <u>方メートル以</u> <u>内のもの 1</u> <u>棟につ</u> <u>き</u> <u>404,000円（</u> <u>認定プログラ</u> <u>ムによる構造</u> <u>計算にあつて</u> <u>は、1棟につ</u> <u>き243,000円）</u> (オ) <u>床面積の</u> <u>合計が5万平</u> <u>方メートルを</u> <u>超えるもの</u> <u>1棟につ</u> <u>き</u> <u>695,000円（</u> </p>			

改正前			改正後		
		認定プログラムによる構造計算にあつては、1棟につき371,000円)			
1の2 法第6条第5項、第6条の2第3項又は第18条第4項の規定による建築物の構造計算適合性判定を受けようとする者(佐賀県に置かれた建築主事を除く。)	建築物に関する構造計算適合性判定手数料	次に掲げる構造計算適合性判定を行う建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 1棟につき234,000円(認定プログラムによる構造計算にあつては、1棟につき178,000円) (2) 床面積の合計が1,000平方メー	1の2 法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定による建築物の構造計算適合性判定を受けようとする者	建築物に関する構造計算適合性判定手数料	次に掲げる構造計算適合性判定を行う建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 1棟につき234,000円(法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この号において「認定プログラム」という。))による構造計算にあつては、1棟につき178,000円) (2) 床面積の合計が1,000平方メー

改正前		改正後	
	<p>トルを超え、2,000平方メートル以内のもの 1棟につき287,000円（認定プログラムによる構造計算にあつては、1棟につき205,000円）</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 1棟につき356,000円（認定プログラムによる構造計算にあつては、1棟につき222,000円）</p> <p>(4) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 1棟につき436,000円（認定プログラムによる構造計算にあつては、1棟につき</p>		<p>トルを超え、2,000平方メートル以内のもの 1棟につき287,000円（認定プログラムによる構造計算にあつては、1棟につき205,000円）</p> <p>(3) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 1棟につき356,000円（認定プログラムによる構造計算にあつては、1棟につき222,000円）</p> <p>(4) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 1棟につき436,000円（認定プログラムによる構造計算にあつては、1棟につき</p>

改正前			改正後		
		262,000円) (5) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 1棟につき750,000円(認定プログラムによる構造計算にあつては、1棟につき400,000円)			262,000円) (5) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 1棟につき750,000円(認定プログラムによる構造計算にあつては、1棟につき400,000円)
2 略			2 略		
3 法第7条第1項の規定による建築物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第18条第14項の規定による建築物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者(次号に掲げる者を除く。)	建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 14,000円 (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 17,000円 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 23,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 29,000円	3 法第7条第1項の規定による建築物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第18条第16項の規定による建築物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者(次号に掲げる者を除く。)	建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 14,000円 (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 17,000円 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 23,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 29,000円

改正前		改正後	
	<p>ルを超え、500平方メートル以内のもの 32,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 53,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 74,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 178,000円</p> <p>(8) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 260,000円</p> <p>(9) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの</p>		<p>ルを超え、500平方メートル以内のもの 32,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 53,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 74,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 178,000円</p> <p>(8) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 260,000円</p> <p>(9) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの</p>

改正前			改正後		
		455,000円			455,000円
4 法第7条第1項の規定による建築物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第18条第14項の規定による建築物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者（法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む建築物の完了の検査を受けようとする者又は工事の完了の通知に係る検査を受けようとする者に限る。）	特定工程を含む建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 13,000円 (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 16,000円 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 22,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 30,000円 (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 52,000円 (6) 床面積の合計が1,000平方メー	4 法第7条第1項の規定による建築物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第18条第16項の規定による建築物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者（法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む建築物の完了の検査を受けようとする者又は工事の完了の通知に係る検査を受けようとする者に限る。）	特定工程を含む建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 13,000円 (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 16,000円 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 22,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 30,000円 (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 52,000円 (6) 床面積の合計が1,000平方メー

改正前			改正後		
		<p>トルを超え、2,000平方メートル以内のもの 69,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 161,000円</p> <p>(8) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 252,000円</p> <p>(9) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 445,000円</p>			<p>トルを超え、2,000平方メートル以内のもの 69,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 161,000円</p> <p>(8) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 252,000円</p> <p>(9) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 445,000円</p>
5	<p>法第87条の2若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定による建築設備又は工作物の工</p> <p>建築設備又は工作物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料</p>	<p>(1) 建築設備の場合 一の建築設備につき16,000円</p> <p>(2) 工作物の場合 一の工作物につき12,000円</p>	5	<p>法第87条の2若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定による建築設備又は工作物の工</p> <p>建築設備又は工作物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料</p>	<p>(1) 建築設備の場合 一の建築設備につき16,000円</p> <p>(2) 工作物の場合 一の工作物につき12,000円</p>

改正前			改正後		
<p>事の完了の検査を受けようとする者又は法第87条の2若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第14項の規定による建築設備若しくは工作物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者</p>			<p>事の完了の検査を受けようとする者又は法第87条の2若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第16項の規定による建築設備若しくは工作物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者</p>		
6 略			6 略		
<p>7 法第7条の3第1項の規定による建築物の特定工程に係る工事の検査を受けようとする者又は法第18条第17項の規定による建築物の特定工程に係る工事の</p>	<p>建築物に関する中間検査申請又は特定工程に係る工事完了通知手数料</p>	<p>次に掲げる中間検査（法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定による建築主事による検査をいう。）を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 中間検査を行</p>	<p>7 法第7条の3第1項の規定による建築物の特定工程に係る工事の検査を受けようとする者又は法第18条第19項の規定による建築物の特定工程に係る工事の</p>	<p>建築物に関する中間検査申請又は特定工程に係る工事完了通知手数料</p>	<p>次に掲げる中間検査（法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築主事による検査をいう。）を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 中間検査を行</p>

改正前		改正後	
完了の通知に関する検査を受けようとする者	<p>う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>(2) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>(3) 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 22,000円</p> <p>(4) 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 28,000円</p> <p>(5) 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内</p>	完了の通知に関する検査を受けようとする者	<p>う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>(2) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>(3) 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 22,000円</p> <p>(4) 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 28,000円</p> <p>(5) 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内</p>

改正前		改正後	
	<p>のもの 49,000円</p> <p>(6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 66,000円</p> <p>(7) 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 147,000円</p> <p>(8) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 222,000円</p> <p>(9) 中間検査を行う部分の床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 407,000円</p>		<p>のもの 49,000円</p> <p>(6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 66,000円</p> <p>(7) 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 147,000円</p> <p>(8) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 222,000円</p> <p>(9) 中間検査を行う部分の床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 407,000円</p>

改正前			改正後		
8 略			8 略		
9 法第7条の6 第1項第1号（ 法第87条の2又 は第88条第2項 において準用す る場合を含む。） 又は法第18条第 22項第1号（法 第87条の2又は 第88条第2項に おいて準用する 場合を含む。） の規定による仮 使用の承認を受 けようとする者	検査済証の交付を受 ける前における建築 物等の仮使用承認申 請手数料	120,000円	9 法第7条の6 第1項第1号若 しくは第2号（ 法第87条の2又 は第88条第2項 において準用す る場合を含む。） 又は法第18条第 24項第1号若し くは第2号（法 第87条の2又は 第88条第2項に おいて準用する 場合を含む。） の規定による仮 使用の認定を受 けようとする者	検査済証の交付を受 ける前における建築 物等の仮使用認定申 請手数料	120,000円
10～26の2 略			10～26の2 略		
26の3 法第67条 の2第3項第2 号又は第5項第 2号の規定によ る敷地面積等の 制限に係る特例	特定防災街区整備地 区における敷地面積 等の制限に係る特例 許可申請手数料	160,000円	26の3 法第67条 の3第3項第2 号又は第5項第 2号の規定によ る敷地面積等の 制限に係る特例	特定防災街区整備地 区における敷地面積 等の制限に係る特例 許可申請手数料	160,000円

改正前			改正後		
の許可を受けようとする者			の許可を受けようとする者		
26の4 法第67条の2第9項第2号の規定による間口率等の制限に係る適用除外の許可を受けよ	特定防災街区整備地区内の間口率等の制限の適用除外許可申請手数料	45,000円	26の4 法第67条の3第9項第2号の規定による間口率等の制限に係る適用除外の許可を受けようとする者	特定防災街区整備地区内の間口率等の制限の適用除外許可申請手数料	45,000円
26の5～41 略			26の5～41 略		
			42 令第137条の16第2号の規定による移転の認定を受けようとする者	既存建築物の移転認定申請手数料	27,000円
備考			備考		
1 第1号の額の欄の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積。ただし、 <u>構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積</u> (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積を加算した面積）。 <u>ただ</u>			1 第1号の額の欄の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積を加算した面積）		

改正前	改正後
<p><u>し、構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積</u></p> <p>(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(4)に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1。<u>ただし、構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積</u></p> <p>(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1。<u>ただし、構造計算適合性判定を要する建築物の加算額の算定については当該建築物に係る構造計算を要する部分の床面積</u></p> <p>2 <u>第1号及び第1号の2の額の欄の1棟は、令第81条第4項の規定によりそれぞれ別の建築物とみなされる建築物の部分の場合にあっては、当該建築物の部分をもって1棟とする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(4)に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>2 第1号の2の額の欄の1棟は、<u>法第20条第2項の規定によりそれぞれ別の建築物とみなされる建築物の部分の場合にあっては、当該建築物の部分をもって1棟とする。</u></p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。